

第1回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年5月26日（月） 午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所 湯河原町役場 第2庁舎 3階 第1～第3会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外8名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3名
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。4月28日の任命式および臨時総会につきましてはお疲れ様でした。それでは新メンバーで開催する第1回農業委員会総会を開会したいと思います。 それでは議長、よろしくお願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。今、事務局長から話があったように、このメンバーでの初めての第1回目農業委員会総会ということでございます。 毎回、議案等がありますが、それ以外にも農業に関することなどですね、皆さんからいろいろいただいて、町の行政にもですね、ぜひ進めていただくようにご提案といいますか、お話ができたらいいいんじゃないかなと思うので、是非ですね、いろいろなご意見をお願いしたいと思います。 また、初めてといいますか、様子がわからない方もいらっしゃると思います。質問等もですね、お気軽に出していただいて確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは3番の議事録署名委員の指名でございますが、1番委員と2番委員、2人をお願いします。よろしくお願いいたします。 それでは4のですね、議案に入る前にですね、皆様にお諮りしたいことがございます。 今日の資料のですね、後ろの方についていると思うんですけども、湯河原町農業委員会会議規則というのがございます。 後ろの方、後ろから二つ目ぐらいの資料、農政時報の冊子の手前に挟んであるものでございます。 これをですね、裏面にいきまして、第12条ということでございます。議決の採決の方法ということで第12条、「採決は起立又は挙手による。ただし、重要な事項については記名投票による。」というふうになっております。この採決ですけども、起立又は挙手ということなんですけど、皆さん、これはどっちにするかということで、できればこの

	3年間ですね、一々この確認を取らないで、重要な事項についてはまた別ですけども、採決をですね、起立又は挙手でしたら、それを3年間通していきたいと思います。いかがでしょうか。 これまでも、大体挙手でやってきたんですけども、挙手ということでもよろしいですか。
全員	賛成
議長	ありがとうございます。そういうことで、これから採決は挙手によるということにしたいと思います。 ただし、重要な事項については記名投票によることとさせていただきます。 その他ですね、ちょっとその前を見ていただいて、上の方に第9条、発言というのがあります。 「委員は議案について自由に質疑し、及び意見を述べるができる。」というふうになってます。 第2項で、「委員が発言をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。」というふうになっておりますので、発言をしたい方はですね、挙手していただいてですね、私が許可しますので、それから発言をしていただくようお願いをしたいと思います。議事録を取ってるので、ちょっと誰が喋ったかわかんなくなっちゃうことがあるので、こういう点を守りいただきたいと思います。それから、今、採決の方法を申し上げましたけれども、議決の方法第11条、「委員会の議事は出席委員の過半数で決する。」ということで、ございます。これは農業委員の議決ということで、推進委員さんはですね、この議決には加わることができません。ただし、いろいろ意見を出したり、質問することは自由ですので、そこはご了承いただきたいと思います。 それから、表側に移っていただいて、第6条、「会議は在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」ということで、これは委員が10名おります。過半数ということで6名がいないと開くことができないということとさせていただきますので、毎月ですね、25日をこの総会の日にするということになっています。それは土日等にあたれば、次の月曜日あたりになると思うんですけども、そういうふうに定期的に開催をいたしますので、是非、日程を確保していただいてですね、この会議が成立するように、ご協力をお願いしたいと思います。それでは早速、議案の方に移りたいと思います。 議案(1)、非農地証明について、日程番号1、議案第5号、宅地について事務局から説明をお願いします。
事務局	日程番号1、議案番号5、非農地証明願の申請について説明します。申請者は湯河原町■■■■、■■■■さんです。申請地は■■■■、台帳地目が田、現況地目が宅地、面積につきましては188平方メートルでございます。 申請の目的等につきましては、申請地は昭和41年12月に共同住宅を新築し、平成13年頃に同建物を取り壊し、以後、駐車場として現在に至っているものでございます。

農地区分は第3種農地、用途地域内でございます。

右下のところに参考という枠を記載してありますけれども、まず、非農地証明に至るまでの経過を説明させていただきます。

農地法第5条申請許可済み案件ということで、こちらの物件を譲受人、 様、譲渡人、 様の間で、この当該地につきまして申請をしたところ、許可を得て、共同住宅を建てるに至ったということです。ただし、面積につきましては188㎡のうち127㎡と記録がありました。

申請書の方に移ります。

一枚目の方につきましては、ご覧のとおりでございます。2ページをおめくりください。2ページ目のところでございますけれども、こちらは土地登記簿謄本でございます。先程お伝えした内容等がこちらに記載しております。現在の所有者が真ん中の権利部、甲区というところに書いてあります、所有者 さんという形になっております。右に移りまして3ページ、こちらは公図、赤い枠が申請の場所でございます。

1枚めくりまして位置図、5ページにつきまして経過書、農地法の許可を取った形で手続きをされておればよろしいですけれども、農地法の許可を得ない場合、こちらの経過書にて添付説明を仰ぐ形をとっております。

先程の説明のとおりですけれども、5条許可を取っているにも関わらず、そのときに履行して共同住宅が出来上がった時に、地目変更登記をしていけば、宅地という形で農地法の手続きから離れた形になりますけれども、許可を取らずに取り壊して駐車場として使っており、10年以上経過しておりますので、非農地の申請が上がってきたところでございます。

1枚めくりまして6、7ページは現況写真・航空写真です。8ページをお開きいただきますと、当時建物が建っておりました共同住宅の家屋登記簿謄本でございます。

こちらにつきましても、実際に建物がない状態であり、滅失、無くなるという、滅失登記をしていないという形で、登記が未処理で残っていたということです。以前、ここに建物が建っていたことが分かります。それと9ページから12ページにつきましては、家屋登記簿謄本の閉鎖謄本と言われているものです。

今現在、法務局、登記所に行って、発行・入手等する場合、最新の土地登記簿謄本あるいは家屋登記簿謄本しか請求できないですけれども、昔の手書き等につきましては閉鎖分という形で請求するとこのような形で入手ができます。

最後に、委任状となります。場所については、4ページですけれども、赤い枠の下が県道です。

 が赤い枠の下になります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長	それではこの件について現地調査をされた7番委員より、現地調査について報告をお願いします。
7番委員	議案番号5番の非農地証明願で、調査対象が湯河原町■■■■■、登記簿上は田ということになっております。現状は宅地、188㎡です。調査は、主務者の私と8番委員、第1区域委員の3名で、5月15日に現地調査をいたしました。 非農地証明の位置は事務局からも説明ありましたが、■■■■■バス停下り側の北側に、かなり広い月極駐車場があるんですが、そのところに建物等はなく、近隣の■■■■■氏宅と水路及び■■■■■の位置を判断し、現地といたしました。結果としまして、現状、建物等は平成13年頃には解体され、何もなく更地に砂利を敷き固めてあり、農地として耕作しておらず、非農地と判断できる。
議長	ご苦労様でした。 一緒に調査されました8番委員、第1区域委員、何か補足がありますか。よろしいですか。
8番委員	別に、無し。
議長	わかりました。では、この件についてご質問ご意見ある方はお願いしたいと思います。
2番委員	ルールがわからない中の質問という前提でご質問するんですが、非農地証明願ということで、証明書の発行にあたって、現行建物がないという事実と、家屋登記簿謄本、2025年4月18日に取ったもので、滅失登記がされていないと、滅失登記の指導とかそういうものが別段、農業委員会としては必要ないことと受け止めていますがいかがですか。
事務局	今、2番委員からご質問がありましたけれども、農地法の手続きの中で、登記法につきましては、こちらは関与せずということです。
2番委員	了解しました。
議長	これは非農地証明なんですけれども、今回はこの方が転用の許可申請を取って、それでこの住宅を建てて、また、住宅を建ててそれを壊しちゃって、現在の駐車場だと、その転用をしたときに、許可をもらったときにその後、地目変更しておけば、こういった非農地証明願の申請はいらなかったんですけども、ちょっとその流れをですね、我々はその許可って言いますか、農地法4条、5条だと県が許可しているんですけども、この農業委員会としては、これは4条・5条でこれを認めて県の方に上申してもいいだろうということやってるんですが、ちょっとその流れがですね、我々はここから県の方に送る時に、これはいいんですよって言って送るんで、その後、なかなか皆さんは分からないと思うんですよ。

	今回はその作業をしてなかった事例なんですけど、ちょっとその中で簡単にちょっとかいつまんで説明していただけますか。
事務局	まず、農地法は3条、4条、5条とあります。 3条につきましては、畑を畑のまま貸し借り、あるいは、所有権移転ができるというものでございます。 農地法の4条につきましては、自分の畑を自分の用に転用して変えると、例えば、私の農地を私が使う駐車場を作りたいという場合、4条の申請が必要であります。残りの5条につきましては、私の土地を他人に貸したり売ったり、名義を変えるという形で5条の申請があります。この中で3条につきましては、当農業委員会が決裁できる許可権者になっております。 農地法4条、5条につきましては農業委員会経由で県知事が許可を出す。許可権者になります。 まず、こちらの3、4、5条がそれぞれ違うということでご理解をしてください。 なお、4条、5条につきまして、まず、こちらへ申請がありましたら、当農業委員会で審議は必ずします。 その中で許可はできないんですけれども、許可相当にて決裁ができる。あるいは許可しないという形の不許可のどちらかを農業委員会で決を採ります。こちらは4条、5条です。こちらにつきましては来月以降、案件が出た場合、先月等で話をしていたというのを片隅に残していただければと思います。 先程、議長がおっしゃられました4条、5条につきまして、農業委員会が許可相当と、この内容でしたら許可してもいいのではないかとということで、県の方に送ります。県の方につきましても面積が2,000㎡以下、2,000㎡超過、これによりまして、許可担当者が代わります。通常2,000㎡以下ですと、小田原合庁内にあります神奈川県県西地域県政総合センター農地課が許可権者になります。 それを超える面積につきましては、本庁と言われてる県庁の農地課が許可権者に代わります。 神奈川県知事が二つありますけれども、面積だけの違いということだけはご理解ください。
議長	3,000㎡ 県政総合センターは3,000㎡以下、3,000㎡を超えると県庁、本庁になる。3,000㎡だと思います。 2,000㎡でしたか、ちょっと待って、確認します。すみません。

事務局	ということで、許可相当を県のいずれかに行くことをご理解ください。今度、県の担当者と事務局等で現地の調査・説明等して、現地入りが終わりますけれども、その後に県の中で審議会というのがあります。 審議会も、こちらの農業委員会等が登録する中で県職員等が対応するところでございます。 先程、議長がおっしゃいました 3,000 m²というのが、かなり大きな面積の場合は神奈川県農業会議等の審議に係る案件でございますので、その前に県庁本庁の方が関わるようになっております。 簡単ですけれども、県の方に許可相当で渡した場合、こちらを進達といいます。それが審議した結果です。県の審議の結果、許可書が発行され、町へ届き、申請者へ渡す流れです。 もし、不許可になった場合は、許可権者へ不服申立という制度もございます。
議長	その後も説明して、許可を受けて、建物、例えばその計画どおり建物を建てました。今回は建物を建てたままでしたけれども、その後はその役割を多分、完了の報告みたいなものを多分、出されたか分からない。その後、登記をしなければならない。その説明をお願いします。
事務局	転用目的を共同住宅とします。 こちらが5条あるいは4条いずれかでも、共同住宅を建てたいというための申請許可があり、県の許可まで行きました。 申請者につきましてはその共同住宅を履行する形をとります。 完了しました。完了後、工事完了届なるものを農業委員会事務局に出します。 農業委員会事務局等が現場に行きまして、その履行とおりでできているかできてないかの確認をします。 そうしましたら、今度は転用事実確認願を証明してほしいということで農業委員会宛てに出します。 先程の履行のとおり完了しておれば、後日、証明を出すということで、その証明を受けた申請人が土地家屋調査士、司法書士等に依頼して、台帳地目が畑とか今回の田とかありましたけど、これが利用目的に変わる宅地、雑種地とかそういう地目に変え、土地地目変更登記で変わり、先程見ていただきました土地登記簿謄本のところの次の新しいところの部分がこちらでいう田が宅地に変わる。いついつ変わったという事実が記載されます。 こちらを怠った場合どうなるかっていうと、目的が完了しました。手続きが分からない。そちらについて申請人がどうしたらいいかっていうのを例えば、農業委員会、あるいは先程の土地家屋調査士・司法書士等にお話して、地目変更登記ができる、その資料が全部揃ったのか揃ってないのか。揃っていれば、先程の工事完了届あるいは転用事実確認願をもって証明行為を受け、土地地目変更登記に添付して提出し、完了する形なんですけれども、それができなかった場合、こちらはですね、現状農地性がないところ、先程、説明がありましたとおり、砂利等で駐車場になっていると、そういうものは10年以上農地性がない場合は、非農地証明願という申請をもって、当農業委員会に審議をかける申請になります。

	ただし、本人が非農地証明だと言っても、皆さんのご審議を諮ってからでない、承認を得られないということがあります。 そのために皆さんが、申請を以って、承認行為を受け、先程の土地地目変更登記に添付するという流れでございます。
議長	ありがとうございます。 今、説明がありましたけれども、これは申請された方が許可を受けたんだけど、その完了後に、転用と言いますか住宅を建てて、その後の手続きを怠ったために、登記がちゃんとされていなかったもので、農地のまま残っていたと、今回は非農地証明の方で、ここが非農地だと証明してもらおうっていうような手続きに至ったということでございます。今、説明あった通り、通常の4条、5条でその許可相当か、ここで判断をして、許可相当だったら県の方へ送るわけですが、農業委員会としては審議をいただくのはそのところです。その後、現地確認とか、それは事務局の方でやってもらってます。現地の状況がその許可相当かどうかっていうのは、皆さんに現場を見ていただいて、今日は4条、5条がないですけども、その結果をいただいて、許可相当とか不許可かを決めるというような流れでございます。まだ、初めてでわからない方もいると思いますが、できればそういった農地法とか何とかね、法令関係の研修会もやりたいと思いますので、その時、またよろしくをお願いをしたいと思います。他に何かご質問ある方いらっしゃいますか。 よろしいですか。では、特にご質問ご意見がないという状況ですので採決をとりたいと思います。日程第1、議案第5号、宅地の非農地願証明について、証明をすることについて、賛成の方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	全員賛成ということで、この議案については証明することに決定をいたしました。 続いて(2)非農地証明について、日程第2議案第6号、宅地について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号2、議案番号6、非農地証明願について説明いたします。 申請者、神奈川県[]、[]さんです。 申請地は[]、台帳地目は畑、現況地目は宅地、面積は33㎡でございます。申請の目的については、申請地は、申請人が相続する以前、年月日不詳から建物の共同住宅が建築され、現在に至っているもの、農地区分は第3種農地でございます。 申請書をご覧ください。1ページにつきましては今の内容でございます。1枚めくりまして、2ページでございます。こちらが土地登記簿謄本です。先程の内容でございます。
	こちらの真ん中の権利部の甲区のところでございますけれども、一番下、順位番号2のところが[]さんが記載してあり、こちらの原因は相続となっておりますけれども、その上の順位番号1番のところ

	に亡父の名前が記載してあります。 続いて3ページでございます。こちらは公図でございます。 4ページをお開きください。位置図でございます。 真ん中の広い通りですけれども、こちらは県道75号でございます。 左側の2本線が引いてあるのは、J R 東海道新幹線、右側に移りまして、J R 東海道本線でございます。そちらの側道のすぐ上辺りでございます。 5ページに移りまして、経過書でございます。先程説明した内容でございます。 1枚めくりまして、6は写真のA B C Dから見た方向図、7、8ページは写真です。9ページは航空写真です。10ページにつきましては、申請人の代理人が経過書を作成しましたので、お目通ししていただければと思います。11ページは委任状でございます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査をされた8番委員より状況について報告をお願いします。
8番委員	5月19日、7番委員、第1区域委員と共に、現地を見に行きました。現地は宮下の昔の青年会場と言われる建物でありまして、もう何十年も建物が建っている状態でありまして、しかも、7ページの写真をご覧ください。7ページの左上ですね。 写真三角形っぽい赤い印に書いてあると思いますが、今回出されたのはこの部分です。 全体の建物、全体の土地ではなくて、その一部でありまして、現状、既にもう何十年もこの状態であったので、それは確認しました。ということでしょうか。
議長	一緒に調査をされた7番委員について、何か補足があればと。
7番委員	ありません。
議長	よろしいですか。ではこの件についてご質問ある方はお願いします。よろしいですか。ご質問等ありませんか。なければ採決に移りたいと思います。日程第2議案第6号、宅地の非農地証明について証明をすることに賛成をする方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	全員賛成ということで、これについて非農地証明願の証明をすることに決定をいたしました。 続いて議案の3番目、非農地証明について日程第3、議案第7号、雑種地について説明をお願いします。

日程番号3、議案番号7、非農地証明願について説明いたします。申請者は、足柄下郡湯河原町■■■■、■■■■さんです。申請地は■■■■の一部、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積につきましては378㎡のうち194.45㎡でございます。申請の目的は雑種地です。

申請地は、昭和47年11月17日新築以降、建物南側部分を通路、駐車場とし、ほとんどの部分が法面の傾斜地となり、現在に至っているものでございます。農地区分は第3種農地でございます。

右下参考といたしまして、今年の4月25日農業委員会総会の案件として、皆さんが審議する案件の一つ前の総会でございます。農地法第5条申請で、申請地内の北側部分、申請書の10ページ、11ページをおめくりください。10ページの方の黄色の部分が農地法の第5条申請になります。下の水色が今回の非農地証明の場所です。

変わって11ページの方の青い枠のところが農地法の5条です。下の赤い枠が非農地証明の部分でございます。

こちらを審議し許可相当で、農業委員会が採決し県へ進達した形でございます。

申請書に戻りまして、1ページ真ん中ですけれども、所在地のところを見ていただきますと、登記面積につきましては378㎡で、そのうち、申請は194.45㎡でございます。先程の10ページ、11ページのところ、10ページの方の右側、求積表の枠があると思いますけれども、10ページ上の段が5条、下が非農地証明でございます。

こちらの水色の面積194.45㎡を記載しております。

1ページの下にアスタリスクで記載してあります、非農地面積の実測面積が194.45㎡で、公簿面積378㎡、実測値は398.75㎡の数値です。現況測量をしたところ、公簿面積を上回る面積になったということが分かったということです。農地法5条と非農地証明願の面積をそれぞれ分けた経過でございます。1枚まくりまして、土地登記簿謄本でございます。3ページは公図の形です。4ページは位置図です。場所ですけれども、吉浜の赤い枠中央が現地でございます。そちらの右下は吉浜小学校になり、北側の町道を回ったところ、あるいは、新崎側の方に上がったところに合流するところが現地となっております。

5ページですけれども、経過書が添付されております。6、7、8ページは現況の写真です。9ページは航空写真です。

12から14ページにつきましては、農地法5条と非農地証明との間の境、現地にこちらのようにマークされた写真を添付されてあります。3ページ戻りまして公図、真ん中にあります1246番2、こちらに建物が建っております。今回はその周りの1246番1でございます。

こちらの家屋登記簿謄本が15ページにあります。それと16ページでございますけれども、前回の農業委員会総会にて、5条を審議しました際、申請の時に、面積等の誤りがございまして、こちらにつきまして、お詫びの文書を申請代理人から提出してあります。ご了承いただければと思います。

議長	なお、17 ページにつきましては委任状が出されております。ご審議の程、よろしくお願いします。 それではこの件については、私と1番委員、第3区域委員が担当でございますが、5月18日に、現地調査を私と1番委員が行って来ましたので、それについてご報告を申し上げます。 今、説明ありましたように、ここの農地、11 ページをちょっとご覧いただきまして、11 ページのところに図面がありますけれども、真ん中のところに宅地ということで、これは今回とは関係ないですけれども、ここに住宅があってその地主さんが上半分というか、青いところと赤いところをちょっとなんていうの逆コの字みたいな形で土地を持っておられ、それをですね、別な方がこの土地も求めたいということで前回ですね、上半分の青いところの転用の申請があって、許可相当だということで農業委員会が進達したということでございます。 今回は赤い下、半分ということでございますが、何故、こんなことをしたかっていうんですけれども、これは真ん中のですね、宅地があります。家が建っていて、そのために土地をですね、転用したいというときに 500 m²以下というのが決まっていまして、ここのですね、一筆をやるとそれ超えちゃうんですね。 なので上半分を農地転用して下半分を非農地証明すれば地目変更もできますよということで今回は下半分の非農地証明の申請があったということでございます。 現地の状況なんですけれども、この宅地のためにまず左側の方にですね、車両4番と書いてあります。これ車を入れるところはコンクリートみたいなところでございます。それからその右側、東側にあたるわけですが、のり面がかなり大きい法面がございまして。高さでいうと2 m超えてると思うんですけれども、草で覆われたのり面が土羽の法面があるということでございますので、その上のところが平らになっていましてこの住宅の庭のような形で細かい砂利があったり、あるいは多少のレキがあったりですねというような状況でございます。 周辺の状況なんですけれどもこの土地のですね、右側、東側ですが、畑があるということでございます。南側はミカン畑があつてのり面のですね、下のところにありますが、みかん畑が作られているというような状況でございます。これ非農地証明を出してもですね、こういった農地への影響はないだろうということで、現地で調査し現地の判断をいたしましたということでございます。 私からの報告は以上でございます。何か補足があれば、一番委員お願いします。
1 番	議長と18日に現地を調査させてまいりまして4月25日の日に農業委員会総会で11ページの青いところ何をするんだよっていうと、駐車場がないので、そこに駐車場を作りたいということで申請が出まして申請がありまして、それで今回は赤に、11 ページ目ですが赤側を申請したいと非農地ですね。 そのときに4月25日の議長とですね、ここはもう直ぐに非農地証明が出るでしょうという話をしながらしたらその非農地証明が来まし

	て確認してきたところ問題ないんじゃないかなということでございます。以上です。
議長	ありがとうございました。 皆様の方から何かご質問とかご意見ありましたらお願いしたいと思います。
8 番	今回の件とあんまり直接関係ないんですけど、航空写真ありますよね、何ページか、9 ページ、これに赤枠か何かに現地を入れておいてくれるとわかりやすいんですが、実際の地図と航空写真の微妙な位置バランスがあるんで、航空写真で見るとわからないんですよ。これは事務局へのお願いなんですけど、当該、中央に赤枠か何かで書くような処理をしてくれると一目瞭然かなと、ちょっと見づらくてわからなかったものではない。
事務局	8 番委員のおっしゃるとおり赤枠で記載したいと思います。大変申し訳ございません。
議長	ほかに何かご意見ご質問ございませんか。 よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。日程第 3 議案第 7 号、雑種地の非農地証明についての非農地証明を証明してよいか賛成をする方は挙手をお願いします。 はい。ありがとうございました全員賛成ということでこれについては非農地証明を出しすということで決定いたしました。 議案は以上でございます その他に移りたいと思います。
議長	(1) 令和 6 年度の今の農業委員会収入支出について
事務局	お手許の資料、農業委員会出納簿 A 4 サイズですけれども(1)令和 6 年度湯河原町農業委員会収入支出でございます。令和 5 年度の繰越金 36 万 3,910 円に対し、以下のような収入支出がございました。簡単なものだけ説明させていただきます。 菜の花眺望ガーデンに菜の花を咲かせるために種の購入をしております。8 月 19 日に 9 袋買いました。その際に 10 月 30 日支出しましたが、10 月 16 日に草寄せ等の際の弁当等を購入いたしました。11 月 7 日につきましては、これから同じく今年 11 月 6 日に農業員会活動推進大会というのがございまして神奈川県農業会議からお 1 人当たり委員さんに 600 円の支給がございまして、こちら 13 人分ということで、収入させていただきました。 以下、1 月 22 日から 27 日までにつきましては、農林水産まつりの必要なものを買いました。 25 日に開催しました農林水産まつりにつきましては、農業委員さんが丹精込めて作られました大根を 300 本販売することができ 51,600 円の収入がありました。翌年 1 月 29 日ですけれども、旧メンバーでございますけれども、新年会を開催し、こちらの費用が収入と支出となります。 収入の部ですけれども 171,586 円、出金が 182,904 円差引繰り越し残高 352,592 円を次年度の繰越金とさせていただく報告でございます。

議長	はい、ありがとうございました。 私が今日ですね、この出納簿と通帳を確認したところで適正に処理をされてると確認いたしました。この出納簿というか予算なんですけれども公金でやる部分じゃなくてここにあるようにですね、農林水産まつりで大根を売り上げたりして、今そういうお金を元にですね、交付金で出しにくい部分の弁当代あるいは新年会等の経費に充てているということでございます。公金でやるのはその眺望ガーデンで耕作放棄地対策ということで多分役場の方でこれ以外に業者に頼んでですね、草刈りだとかどういふような作業をやっているんです。それはここに入っていないものでございます。皆さんにお手伝いいただいた部分のお金をですね、ここから支払って昼食代等をですね払っていると皆さんにその作業をしていただいたところは、日当としてですね、町の方から出ている。こういうふうになっていないんですけれどもそういう形で出ているということでございます。この件について何か皆さんの方からご質問ある方いらっしゃいますか。ご意見等ありますか。よろしいですか。 では、次の(2)の農業者年金加入推進委員の推薦のお願いについて説明をお願いします。
事務局	お手許の農業者年金加入推進員(加入推進部長)の推薦のお願いについてをお開きください。同様に、チラシ、「知って得する農業者年金」「若い農業者の皆さん！自分の老後自分で守れますか？」、「女性農業者のみなさんへ」をご覧ください。 例年、当農業委員会につきましては、こちらの推進部長を神奈川県農業会議から委任されております。昨年職務代理がこちらの部長についていただき、なお昨年度は一人女性の新規加入者を得ることができ、農業会議の方で湯河原町の加入促進について今後も更に励んでいただくようお話がありました。今回、この加入推進部長につきまして、どちらかの委員の方に推挙をお願いしたい中、昨年、職務代理が対応していただく中で、再度こちらをお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。
1 番	はい。よろしいです。
議長	よろしいですか。昨年に引き続き、1 番委員の方に加入推進部長をお願いするということでお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。別途、農業者年金の説明みたいなのをされるんですか。
事務局	後ほどご覧ください。簡単ですけれども、農業者年金を現在、国民年金付加年金を納めている方だけですけど農業者年金という枠がございます。 こちらをご利用される方は農協が窓口となりますので、こちらに手続きの方をお願いしたいと思います。なお、先程、女性の新規の加入者がありましたけれども、各委員さんにつきましても、また、お近くの方ですね、農業者年金のお話あるいは加入を考えている方がございましたら、こちらのパンフレット等システムを案内していただければと思います。以上でございます。
議長	そうすると具体の勧誘推進を勧めるじゃない、どういうふうにやっていきましょう。

	それは今日やらないんですか。とりあえず推薦をしてだったら、またいつかの機会にうちに、町はどういうふうに推進をしていこうというようなことを決めていくようになるんですか。
事務局	現在、神奈川県を含めまして全国で39歳以下の女性の新規加入者が少ないという形で、全国的に推進の方を進めてほしいということが神奈川県農業会議からお話があります。当初につきましては先ほど申した通りですね、昨年も39歳以下の女性を1人推薦することができました。また今年度につきましても、加入できる方がいらっしゃればですね、その39歳女性枠に対応する方がいればですね。 なお、お願いします。ただ39歳にこだわらずですね、65歳までの方ができるものがありますので、こちらにつきましては加入推進をまた委員さんからお話していただければと思います。なお、現在のところ新規で申し込みをされて、昨年度の農協さんの方も含めまして3人ほど成果が上がっているとお聞きしました。こちらの数字に増えるような形で現在の委員さんに努力していただきたいと思います。
議長	今後の推進については、いつやるの。具体の。今日の説明で皆さんにお願いしますよっていう場合、候補者といいますかね、なんか上げてもらうというやり方あると思うんですけどはい。
事務局	議長おっしゃる中で現在、年金について入ろうかどうかというのを検討につきましては、農協窓口で行っております。 ただ、加入につきましては完全に農業者年金機構というのはございますけれども、こちらで番号を教えた方がいらっしゃれば、町事務局の方にですね、お声がけをしていただき、既に加入済みの方は除いてください。
事務局長	今後ですね、前もやったと思うんですが、簡単なチラシ一つでまたお話ししたいと思いますので、それにつきましては来月以降お話ししたいと思います。よろしくお願いします。
議長	具体の推進については来月以降ということで、部長を中心にね、推進の方法を決めて皆さんにご協力、候補者等探してですね、皆さんに具体には協力をいただくということになるということですのでよろしいですか。 農業者年金メリットがあって、農家は国民年金だけじゃ年金として不十分だということでこの農業者年金もあるということで、国民年金の不安と言いますか、2階建てたりとか、考えられましたということで、39歳までだとかいう条件があります若い方等は国の方は掛金を補助してくれると補助があるということで、そういった意味でもお得な部分もあるので、ぜひ入っていただくように皆さんもこのプランを今後ご協力をお願いをしたいということでございます。これについて皆さんほかに何かございますか。
1 番	皆さんもね、初めてから間もないのですが農業者年金ですか、女性を対象にということなんですが、近隣にもしいらっしゃいましたら協力の上、ぜひお願いいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 ではその他は以上ということですが、他に何かありますか事務局の方はどうですか。

事務局	議事の方がまもなく終わる前に資料の方の関係でお伝えをさせていただきます。旧委員さんまで行っておりましたけれども皆様は公務員の特別職にあたる方たちでございます。守秘義務がございますので、資料につきましては、当委員会総会が終了後、自席にて置いてください。お持ち帰りは日程の次第とあるいは先ほどの農業者年金のチラシにつきましては、お持ち帰りになって結構です。農政時報につきまして一番最後になりますけれども、こちら、隔月の発送に変わりました。ご承知おきください。
議長	はい。 皆さん方から何かありますか。
2 番	すいません 2 番ですけども直接この会議のことではないんですけども農業委員会の総会に出席するにあたって、皆様の服装がですね、ネクタイをしている方、スーツを着ている方、ラフな形、現行クールビズということで、カジュアルな格好をすることが推奨されている中で、どういうふうに今後、今のままでいいということですか。ネクタイが必要なのですか、その辺をちょっと事務局の方からご指導いただければ。
議長	クールビズということで、役場はいつからいつまでですか夏の暑い時期
事務局	今は通年です。
議長	クールビズってのはなくなっちゃったの、逆にノーネクタイも。クールビズの概念がなくなっちゃってもう一年中ある程度ネクタイもいらないですよってというような形になったということで、農業委員会は昨年度までクールビズの期間はクールビズでネクタイしなくていいよねってことでそういう形で来て、クールビズ終わって役場の人たちが終わってます。通年でノーネクタイということになって農業委員会どうしましょうか。ということになったんですね。ネクタイを着けると強制することはいかがなものかと。ただ農業委員会でも公的な会議がありますので節度ある服装をお願いしたいというふうに、あとは皆様のご判断ですよということで説明をしております。ということで、ちなみに議会はネクタイしてるんだよね。町の議会はね、本会議等のね。農業委員会は皆様のご判断で。
2 番	例えば前回は、農業委員はネクタイをして、事務局はネクタイ結んでない。そこにちょっとそういう違和感ありますよね。 今回 2 回目であって、やはり今議長のおっしゃる節度あるというのが一番難しいと思うんですけどこの期間中 10 月なのか 11 月なのかわかりませんが、そこはノーネクタイで結構ですよという。

事務局長	昨年の12月でしたっけ、ちょっとそこら辺のお話し合いがあったと思います。正直な話言うちょうとうやむやみみたいな形になってると思います。 ただ私ども事務局といたしましてこれやるわけじゃないんですけど農業委員会は格式のあるものですのでね。できれば、スーツでビシッとしてもらった方がいいのかなというふうに思っております。 議会とこれも同じボリュームとかですね、格式を持っておりますので議会がやっぱりやってるんだったら農業委員会もやってもらってもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、あとは皆さんでこの意見を基にですね、合議体ですので、決めていただいた方がいいんじゃないかというふうに思っております。またクールビズの期間というのはですね、やっぱり5月から10月とかいうのもありますので、その期間ネクタイやらないとかですね、逆にうちの役場の方がですね、今通年でノーネクタイになりましたが、それに合わせてやるとしたら僕たちの方も合わせましてネクタイをしてくるようにならします、できればそこで決めていただければいいと思います。よろしくお願いします。
議長	いかがいたしましょうか？ 意見があれば
2番	ネクタイはネクタイ不要だとは思いますがね。通年で
議長	どうですか。 皆さん。
2番	国会だってネクタイしてないですよ
議長	どうでしょうか？あんまりなかなかネクタイなしでね、どんな格好でもいいかっていうと、やっぱりそこはね、こういった公的な会議であれですね、ほとんどなんかほとんど全くないんですけれども、傍聴もできることになっています。町民のとかね。 そうすると、あまりラフな格好でやると、それはそういった町民からね、何か信頼を損ねることもあるんで、そこは節度あるものが必要だとは思いますがね。ノーネクタイにしたら何でもいいよってことじゃなくて、その辺はちょっと皆さんのご判断でね、あんまりラフなものは避けてくださいということになると思います。
2番	真夏に上着を着なくちゃいけないだとか、ありますよね。
議長	統一しちゃいましょうか。

1 番	5 月 6 月ぐらいからワイシャツとスラックス程度で 11 月 12 月までは私はいんじゃないかなと思います。夏に暑いのに、こんなもんじゃないからさ。 なんか皆さんちょっと抵抗あると思いますよ。私の意見ですからね、決めてください。
議長	他に意見のある方は そうすると 1 番委員の話だとズボン履いてるワークシャツでこの上着はいらないということで、できたら当然入れないということで、最後に足元も変な突っ掛けとかね、やっぱりそうですね、
1 番	そういう風になるので秩序がある服装で私はいんじゃないかなと思います。
議長	ではそうしましょうか。 とりあえず夏の今はクールビズの期間にはなってるんでしたっけ、5 月ぐらいからでしたっけ、5 月から 10 月ぐらいまで少なくともねその間はジャケットはいりませんよね。ネクタイもいりませんよねって 1 番委員の話のあったような形で出席いただくということで、行事による行事っていいですかね、例えば作業やんなくちゃいけない時や、当然その作業の格好で来ていただいて結構です。その後、引き続き多分作業に移ったりします。その作業にふさわしい格好でこの会議からですね、参加をされて結構ですとか、また、一応こういう作業がありますよってことはご案内をしますんで、それは、また、別ですけども、そういうことで次回から当面の 10 月いっぱいぐらいまではノーネクタイということでよろしいですね。そういうことにしたいと思います。他にありますか。 ちょっと私の方から情報提供でございます。何年か前にですね、湯河原町の方に就農したいということで農業委員会就農計画を認めた農地を借りた方がいらしてですね、前々回、前回の農地の利用集積計画も承認をしたことがあるんですけど、お名前言うと■■■■さんっていう夫妻であの家は泉の方に住んでるんですけど畑が町内にあって熱海分の門川ですけどね、そういうところで畑を持っておられる方がいて、今度、テレビで今週の水曜日の 28 日水曜日の夜 10 時から BS 朝日だったかな、工藤阿須加っていうあれって言うんすかね。 農業を始めましたっていう番組なんですけれども、新たに農業を始めた方に取材をして放送するということでその方がですね、出演するということでぜひご覧いただければと思います。夜の 10 時から 30 分ぐらいの番組で 1 人いますがその方をずっと放送といいますかね、取材して放送するということでございますので、よろしければご覧いただければと思います。いつも 28 日の水曜日、そう今月 28 明後日ですね、夜 10 時から 10 時半まで BS 朝日、「工藤阿須加が行く 農業始めちゃいました」、全農がスポンサーになってるんですね。そんなのありますので、ぜひ見ていただければと思います。 よろしいですか。 ないようですのでこれをもって第 1 回の総会を閉会といたします。 どうもご苦労さまでした。

	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	1 番 丸 石 誠 造
	2 番 菅 沼 一 夫